

服装規定

〈冬服〉

1 制服は次のとおりとする。

(1) 男子制服

①冬服……本校指定の制服とする。

上衣は、ブレザー、ズボンはスラックス。

ネクタイは指定のものを着用する。

②夏服……本校指定のものを用いる。

上衣は、指定の刺繍入りニットシャツ（シャツ出し不可）

あるいは、ワンポイント白色ポロシャツも可。

ズボンは冬服に準ずる。

ネクタイは不要。

③ベスト、セーターは指定のものを着用する。

（市販のカーディガン、ベスト、セーターを着用することは不可）

④ソックスは白・黒・紺・灰の無地。（ただし、卒業式は黒）

ベルトは黒とする。

⑤防寒着は、登下校時の着用を許可しているが、校舎内での着用は、

原則として認めない。色は華美でないものとする。

(2) 女子制服

①冬服……本校指定の制服とする。

上衣はブレザー、スカートの長さは膝までとする。

スラックスの着用も認める。

リボンは指定のものを着用する。

②夏服……本校指定のものを用いる。

上衣は、指定の刺繍入りニットシャツ（シャツ出し不可）

あるいは、ワンポイント白色ポロシャツも可。

スカートは冬服に準ずる。

スラックスの着用も認める。

リボンは不要。

③ベスト、セーターは指定のものを着用する。

（市販のカーディガン、ベスト、セーターを着用することは不可）

④ソックスは白・黒・紺・灰の無地。（ただし、卒業式は黒）

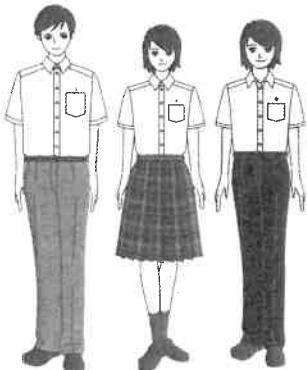
ストッキングの色は、黒・紺・ベージュ。

⑤防寒着は、登下校時の着用を許可しているが、校舎内での着用は、

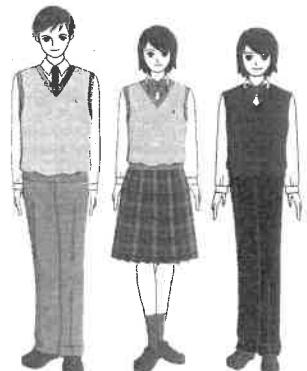
原則として認めない。色は華美でないものとする。



〈夏服〉



〈合い服〉



2 制服着用期間

(1) 冬服 10月～5月まで（更衣は、6/1・10/1）

(2) 夏服 6月～9月まで

(3) 5月・10月は、合い服でもかまわない。そのときは、指定の刺繡入りニットシャツにネクタイ・リボンを着用（ポロシャツ不可）のこと。

更衣の移行期間は、気候により適宜定める。

3 頭髪は、清潔かつ簡素であること。

常に適正で美しい身だしなみができるよう、定期的に頭髪・服装検査を実施している。